

諮問庁：検事総長

諮問日：平成27年12月11日（平成27年（行個）諮問第198号）

答申日：平成28年5月26日（平成28年度（行個）答申第18号）

事件名：本人に係る直受事件検討票の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「直受事件検討票」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月7日付け広地企調第2141号により広島地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人に「直受事件検討票に記録された保有個人情報」を開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示とした理由に「告訴状の受理・不受理」とあるが、本件は「告訴状」と題する書面及び添付書類の返還に関するものであるから「告訴状の受理・不受理」とは無関係である。だから刑事事件の捜査とも無関係、訴訟にも無関係である。

本件は広島地検が提出を受けた不必要無関係な書類を請求人に返還したに過ぎない。

よって、不開示の理由がない。

（2）意見書

告訴状と本件での「告訴状と題する書面」を同一視していること自体、矛盾する行為で不適切である。

そもそも告訴状として取り扱うならば、担当検事名で返還するべきであり、広島地検特別刑事部が訴訟に関する書類と考えていないから、公訴に関する資格のない地検特別刑事部名で返還したのであるから検事総長の理由は失当である。

また、本件も貴審査会への諮問が遅れ、異議を申し立てたところ、ま

たしても総務省が否定する理由（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申し合わせ）をもって90日以内であれば相当期間であり適切であるとの決定を送付してきた。情報公開制度に対する理解も敬意もない対応で、検事総長の地位にふさわしくない決定であった。矛盾ある意見書も含め私ばかりではなく公開制度や貴審査会に対し傲慢不遜であるので、貴審査会より注意願いたい。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、審査請求人宛ての平成27年9月7日付書面の返還について（特別刑事部名で）に関する決裁書類の保有個人情報を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、直受事件検討票に記録された保有個人情報を特定した上、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に当たり、法第4章の適用を受ける保有個人情報には該当しないと見て、不開示とする決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁による原処分に対し、「審査請求人に『直受事件検討票に記録された保有個人情報』を開示せよ。不開示とした理由に『告訴状の受理・不受理』とあるが、本件は、『告訴状』と題する書面及び添付書類の返還に関するものであるから『告訴状の受理・不受理』とは無関係である。だから刑事事件の捜査とも無関係、訴訟にも無関係である。本件は広島地検が提出を受けた不必要無関係な書類を請求人に返還したに過ぎない。よって不開示の理由がない。」として、対象となる保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

（1）直受事件検討票について

直受事件検討票は、処分庁において、告訴、告発状又は請求に係る事件（以下「直受事件」という）の受理・不受理等を検討及び判断する際に作成するものであり、本件直受事件検討票は、審査請求人が提出した「告訴状」と題する書面及び添付資料を処分庁が受け付けた際、担当検察官においてその内容を精査した上、本人宛てに当該書面を返戻する際

に作成されたもので、「受付年月日」、「告訴等事実の要旨等」などが記載された文書である。

(2) 処分庁における直受事件等を受理する際の取扱手続について

処分庁では、告訴、告発人若しくは請求人等から告訴、告発状又は請求に係る書面（以下「告訴状等」という。）の提出を受けたときは、告訴状等の受理・不受理等を検討及び判断する際に、直受事件検討票が作成される。

処分庁には、一般の文書のほか、告訴・投書等、様々な標題の文書が日常的に送付されてくるが、文書の記載の形式や内容から、告訴の趣旨を含むようにも理解できなくはないが、なお、その記載から告訴の趣旨や告訴意思が明確でない場合、告訴の対象となる犯罪事実の特定が不十分であるなど、告訴・告発の要件を満たさないような場合もあり、このような書類については、当該文書を返戻する処理をすることがある。

検察官は、告訴状等の受理・不受理の判断に係る検討の過程において、当該告訴状等に記載された事実関係の特定のため、関係資料を収集したり、関係者の意見を聴取するなど、必要な捜査等を行い、告訴状等の受理・不受理等を検討及び判断をしている。

(3) 訴訟に関する書類の意義

刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法第 4 章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法 4 7 条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される（先例答申・平成 2 1 年度（行個）答申第 8 3 号、平成 2 3 年度（行個）答申第 2 9 号）。

また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、刑訴法 5 3 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており（先例答申・平成 2 0 年度（行情）答申第 3 0 5 号）、刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項においても、同様に解される。

(4) 「訴訟に関する書類」の該当性について

検察官は、告訴状等捜査の端緒に係る書面の提出を受けるなどした場合は、必要に応じて関係資料を収集し、関係者の意見を聴取するなど、刑訴法により検察官に与えられた捜査権を行使して犯罪の成否や嫌疑の有無を検討するものであり、結果的に受理されず返戻した際に作成された本件対象保有個人情報記録された直受事件検討票も、そうした捜査

権行使の経過・結果を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成されたものといえることができる。

したがって、本件直受事件検討票においても捜査の過程で作成されたものであり、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないものである。

4 結論

以上のとおり、本件直受事件検討票が、刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年5月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人宛ての平成27年9月7日付書面の返還について（特別刑事部名で）に関する決裁書類」に係る保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、「直受事件検討票」に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される（先例答申・平成26年度（行個）答申第69号等）。また、刑事事件の捜査の過程で作成、

取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される（先例答申・平成26年度（行個）答申第69号等）。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

ア 諮問庁は以下のように説明する。

(ア) 本件対象保有個人情報記録された本件直受事件検討票は、審査請求人が提出した「告訴状」と題する書面及び添付資料を処分庁が受け付けた際、担当検察官においてその内容を精査した上、本人宛てに当該書面を返戻する際に作成されたもので、「受付年月日」、「告訴等事実の要旨等」などが記載された文書である。

(イ) 検察官は、告訴状等捜査の端緒に係る書面の提出を受けるなどした場合は、必要に応じて関係資料を収集し、関係者の意見を聴取するなど、刑訴法により検察官に与えられた捜査権を行使して犯罪の成否や嫌疑の有無を検討するものであり、結果的に受理されず返戻した際に作成された本件対象保有個人情報記録された直受事件検討票も、そうした捜査権行使の経過・結果を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成されたものといえることができる。

イ 上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史